

神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催要綱

令和2年9月8日
文化スポーツ局長決定

(趣旨)

第1条 神戸市文化財保存活用地域計画策定について、有識者及び市民から幅広く意見を求めるとともに、計画策定後の変更及び計画に係る連絡調整を目的として、神戸市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 協議会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化財保護に関する学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、15名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 市長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 市長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(協議会の公開)

第5条 協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、文化スポーツ局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 協議会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 協議会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を準用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に必要な事項は、文化財課長が定める。

附 則（令和2年9月8日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月8日より施行する。

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。